

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
- 保安林の指定の解除

情報政策課

健康推進課

〃

治山課

〃

道路整備課

港湾課

用度課

〃

【公告】

- 農用地利用配分計画の認可
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 〃
- 〃

農村振興課

建築指導課

〃

〃

〃

【公安委員会】

目次

- 猟銃等講習会の開催
- 年少射撃資格講習会の開催

担当課（室）

生活安全企画課

〃

◎岡山県告示第三十九号

平成二十七年において県が発注する情報通信サービスの調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格の格付区分のうちA級を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

平成二十七年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達する物品等又は特定役務の種類
情報通信サービス

二 資格審査

1 資格審査の事項

イ 申請時の直前の二事業年度における売上高
ロ 申請時の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額

ハ 直前決算における流動比率

ニ 申請時における従業員数

ホ 申請時までの営業年数

ヘ 男女共同参画の推進状況

ト 障害者雇用の状況

チ ISO審査登録等に関する事項

リ 申請時の事業者認定等制度における認定等の種類

ヌ 申請時の経済産業省認定情報処理技術者数

2 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた総合点数が八十点以上である者とする。

3 資格審査の結果の通知

1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 入札参加資格の審査を受けることができない者

1 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

3 都道府県税、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

4 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者

5 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者

6 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

7 6に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

8 過去二年以内において、6又は7に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

イ 資格審査申請書

ロ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法務局長が発行する登記されていないことの証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

ハ 岡山県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）。ただし、岡山県に納税の義務

がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県知事が発行した都道府県税の納税証明書

ニ 岡山県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（岡山県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、岡山県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあっては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあっては岡山県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

ホ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書へ 申請時の直前の二事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては損益計算書及び資産負債調（貸借対照表）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前三月以内における営業の事実を証する書類）

ト 印鑑登録証明書

チ 法人にあっては役員及び支配人の名簿、個人にあっては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

リ 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類

ヌ 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

ル その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

資格審査申請書、申請時の直前の二事業年度における決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

平成二十七年二月二日から同月二十日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

平成27年1月30日 岡山県公報 第11656号

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課

5 提出方法

イ 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

ロ 郵送の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 資格審査申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課

3 交付方法

イ 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

ロ 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに二百五十円分の切手を貼ったA4サイズの書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、平成二十七年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、平成二十八年一月中に行う予定の平成二十八年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課（電話 ○八六

一二二六―七二六四）

◎岡山県告示第四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十七年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

玉島協同病院

倉敷市玉島柏島五二〇九一

平成二十六年十二月一日

◎岡山県告示第四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十七年一月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

玉島協同病院

所在地

倉敷市玉島柏島五四一七

辞退年月日

平成二十六年十一月三十日

◎岡山県告示第四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十七年一月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

岡山市北区建部町三明寺字堀畑二七四、字横畑二七九、字河原畑二八二の一、字新井三一〇の一

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十七年一月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

笠岡市笠岡字宮地南平九七三の二二から九七三の二四まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

平成27年1月30日 岡山県公報 第11656号

◎岡山県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	倉敷玉野線	玉野市田井一丁目七〇九一番二地先から 玉野市田井一丁目七一〇〇番一地先まで	平成二十七年一月三十日

平成27年1月30日 岡山県公報 第11656号

◎岡山県告示第四十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の公有水面埋立ての免許の出願について、縦覧に供する。

なお、当該公有水面埋立ての免許の出願については、同法第三条第三項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

I 出願人

1 氏名又は名称

岡山県

2 所在地

岡山市北区内山下二丁目4番6号

3 代表者の氏名

岡山県知事 伊原木 隆太

4 代表者の住所

岡山市中区国富三丁目13番13号

II 出願事項

1 埋立区域

(1) 位置

岡山県瀬戸内市牛窓町大字鹿忍字子父雁7328番、7328番1及び7328番2の地先

公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点を結んだ直線により囲まれた区域

①の地点 国土地理院西脇三等三角点（北緯34度35分56秒5335，東経134度07分08秒4631。以下「基点」という。）から196度55分15秒 1,154.07mの地点

②の地点 ①の地点から120度32分43秒 27.99mの地点

③の地点 ②の地点から 29度13分54秒 1.16mの地点

④の地点 ③の地点から120度41分52秒 13.82mの地点

平成27年1月30日 岡山県公報 第11656号

⑤の地点	④の地点から210度37分53秒	40.17mの地点
⑥の地点	⑤の地点から120度37分53秒	0.57mの地点
⑦の地点	⑥の地点から210度37分53秒	6.48mの地点
⑧の地点	⑦の地点から302度03分37秒	8.31mの地点
⑨の地点	⑧の地点から212度03分37秒	0.89mの地点
⑩の地点	⑨の地点から302度03分37秒	48.25mの地点

(3) 埋立面積
2,251.44㎡

2 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

岡山県瀬戸内市牛窓町大字鹿忍字子父雁7328番, 7328番1及び7328番2の地先

公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とLの地点を結んだ直線により囲まれた区域

Aの地点	基点から 196度55分15秒	1,154.07mの地点
Bの地点	Aの地点から120度32分43秒	27.99mの地点
Cの地点	Bの地点から 29度13分54秒	1.16mの地点
Dの地点	Cの地点から120度41分52秒	14.39mの地点
Eの地点	Dの地点から 30度37分53秒	11.36mの地点
Fの地点	Eの地点から120度37分53秒	55.80mの地点
Gの地点	Fの地点から210度37分53秒	60.00mの地点
Hの地点	Gの地点から301度55分37秒	14.00mの地点
Iの地点	Hの地点から210度37分53秒	103.50mの地点
Jの地点	Iの地点から300度37分53秒	95.00mの地点
Kの地点	Jの地点から 30度37分53秒	105.39mの地点
Lの地点	Kの地点から301度57分54秒	3.27mの地点

(3) 面積
15,509.82㎡

3 埋立地の用途

漁港施設用地

III 出願の年月日

平成27年1月21日

IV 縦覧場所

岡山県土木部港湾課及び岡山県備前県民局建設部工務第二課

V 縦覧期間

平成27年1月30日から同年2月19日まで

◎岡山県告示第四十六号

平成二十七年において県が発注する物品の売買、修理等の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百六号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく入札参加資格を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

平成二十七年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達する物品等又は特定役務の種類

文具・事務用機器、木工・家具類、薬品類、印刷類、燃料・油脂類、機械器具類、工用材料、車両・船舶類、百貨、装飾品、書籍、運動・楽器・娯楽用品、金物・荒物・雑貨、繊維、皮革・合成樹脂・ゴム製品、食料品、種苗・花木、動物、記念品・標識、レンタル・リース類、飼料、肥料、火薬、銃、模型、茶道具、一般高圧ガス、ミニハウス及び払下品類

二 資格審査

1 資格審査の事項

- イ 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）
 - ロ 直前決算における自己資本額
 - ハ 直前決算における機械設備等の価額
 - ニ 直前決算における流動比率
 - ホ 申請時における従業員数
 - ヘ 申請時までの営業年数
 - ト 男女共同参画の推進状況
 - チ 障害者雇用の状況
 - リ 環境基準等の達成状況
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる契約の予定金額の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に応じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。

契約の予定金額	総合点数	格付区分
二百五十万円以上	七十点以上	A
五百万円未満	五十点以上七十点未満	B
二百五十万円未満	五十点未満	C

3 資格審査の結果の通知

1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 入札参加資格の審査を受けることができない者

1 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

3 都道府県税、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

4 営業に関し許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

7 過去二年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

イ 資格審査申請書

ロ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法務局長が発行する登記されていないことの証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

ハ 岡山県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）。ただし、岡山県に納税の義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県知事が発行した都道府県税の納税証明書

ニ 岡山県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（岡山県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、岡山県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては岡山県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

ホ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
ヘ 申請時の直前一年間の決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調（貸借対照表）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前三月以内における営業の事実を証する書類）

ト 印鑑登録証明書

チ 誓約書

リ 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

ヌ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合には、当該許可、認可等を得ていることを証する書面

ル 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

ヲ その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

資格審査申請書、申請時の直前一年間の決算を明らかにする書類及び委任状は、

日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

平成二十七年二月二日から同月二十日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

5 提出方法

イ 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

ロ 郵送の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 資格審査申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

3 交付方法

イ 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

ロ 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五円分の切手を貼ったA4サイズの手紙が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、平成二十七年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、平成二十八年一月中に行う予定の平成二十八年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 ○八六一
二二六一七五三八）

◎岡山県告示第四十七号

平成二十七年において県が発注する役務の提供の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく入札参加資格（情報通信サービスに係るものを除く。）を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

平成二十七年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達する物品等又は特定役務の種類

建物等の保守管理、廃棄物の処理、警備、調査研究、企画製作、運送保管、機械設備等の保守点検等（情報通信サービスに係るものを除く。）

二 資格審査

1 資格審査の事項

イ 申請時の直前の二事業年度における売上高
ロ 申請時の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額
ハ 直前決算における流動比率

ニ 申請時における従業員数

ホ 申請時までの営業年数

ヘ 男女共同参画の推進状況

ト 障害者雇用の状況

チ 環境基準等の達成状況

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる契約の予定価格の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に応じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。

契約の予定価格	制限なし	総合点数	格付区分
五百万円未満	六十点以上	四十点以上六十点未満	A級
二百万円未満	四十点未満	四十点未満	B級
			C級

3 資格審査の結果の通知

1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 入札参加資格の審査を受けることができない者

- 1 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 3 都道府県税、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者
- 4 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者
- 5 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者
- 6 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者
- 7 6に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人
- 8 過去二年以内において、6又は7に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続

- 1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）
 - イ 資格審査申請書
 - ロ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法務局長が発行する登記されていないことの証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）
 - ハ 岡山県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）。ただし、岡山県に納税の義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県知事が発行した都道府県税の納税証明書
 - ニ 岡山県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（岡山県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、岡山県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては岡山県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書
 - ホ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
 - ヘ 申請時の直前の二事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調（貸借対照表）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前三月以内における営業の事実を証する書類）
 - ト 印鑑登録証明書
 - チ 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）
 - リ 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類
 - ヌ 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
 - ル その他知事が必要と認める書類
- 2 提出書類の作成に用いる言語
資格審査申請書、申請時の直前の二事業年度における決算を明らかにする書類及

び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

平成二十七年二月二日から同月二十日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課又は出納局用度課

5 提出方法

イ 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

ロ 郵送の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 資格審査申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課又は出納局用度課

3 交付方法

イ 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

ロ 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに二百五十円分の切手を貼ったA4サイズの書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、平成二十七年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、平成二十八年一月中に行う予定の平成二十八年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 ○八六一
二二六一七五三七）

平成27年1月30日 岡山県公報 第11656号

〔三四〕農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条
 第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所		
藤原 義則	玉野市東高崎四〇―一二二	玉野市宇藤木字家下六九五―一他三筆	
秋山 英俊	岡山市南区泉田四丁目三―四九―二	玉野市東七区三二	
江原 正浩	玉野市東七区三八	玉野市東七区七九他三筆	
宮原 正治	岡山市南区北七区七六七	玉野市南七区一七五	
宇津木利正	瀬戸内市邑久町本庄一八六九―三	瀬戸内市邑久町本庄五四九二	
青山 孝明	和气郡和气町日笠下八一七	和气郡和气町日笠下字山ノ神八六七―一他六筆	
農事組合法人 エコファーム えーのー	加賀郡吉備中央町吉川四六八一―一	加賀郡吉備中央町吉川字向四七一八―一他五九筆	
農事組合法人 久常営農組合	一 勝田郡奈義町久常三八―	勝田郡奈義町久常字岡三九―一他一〇筆	
農事組合法人 豊沢営農組合	勝田郡奈義町豊沢三八二	一 勝田郡奈義町豊沢字東田屋シキ一五九―	
株式会社ライ スクロップ長 尾	勝田郡奈義町柿三九九	勝田郡奈義町柿字家ノ後一六五―一	

平成27年1月30日 岡山県公報 第11656号

二 認可年月日

平成二十七年一月二十六日

三 申請年月日

平成二十六年十二月十八日

農事組合法人 関本菅農組合	勝田郡奈義町成松三〇二	勝田郡奈義町成松字成松田二四三他四筆
勝田郡奈義町関本二六八	勝田郡奈義町成松字シモダ一八一他一筆	

〔三五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年一月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見八五八―四、八五八―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市連島四丁目一―三三（パティオ連島B二〇二号）

大島 敬弘

三 許可番号

岡山県指令建指第四五一号

平成27年1月30日 岡山県公報 第11656号

〔三六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字烏田三八〇―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央五丁目四―一〇六ファミーユ三〇三

岡本 裕信

岡本 恵

三 許可番号

岡山県指令建指第二一七号

平成27年1月30日 岡山県公報 第11656号

〔三七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字烏田三八〇―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区中島田町一丁目三―二四―一〇五号

塚田 将輝

三 許可番号

岡山県指令建指第二一八号

平成27年1月30日 岡山県公報 第11656号

◎岡山県公安委員会告示第十五号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の三第一項の規定により、次のとおり猟銃等講習会を開催する。

平成二十七年一月三十日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

講習課程	開催年月日	開催時刻	開催場所
初心者講習課程	平成二十七年 五月二十一日	午前十時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
経験者(更新)講習課程	平成二十七年 四月十二日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
	平成二十七年 四月十五日	午後一時	高梁市段町一〇一七―一 高梁警察署
	平成二十七年 四月二十三日	午後一時	倉敷市有城一二六五 倉敷勤労総合福祉センター (山陽ハイツ)
	平成二十七年 五月一日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
	平成二十七年 五月十三日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	平成二十七年 五月二十八日	午後一時	備前市伊部二七六一 備前警察署
	平成二十七年 六月十日	午後一時	高梁市段町一〇一七―一 高梁警察署
	平成二十七年 六月十七日	午後一時	真庭市江川八二一―一 真庭警察署
	平成二十七年 六月二十五日	午後一時	倉敷市有城一二六五 倉敷勤労総合福祉センター (山陽ハイツ)

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 二通
- (2) 写真 二枚（提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のラ
イカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前（その日が岡山県の休日定める条例
（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当
該休日の直後における県の休日でない日）

三 受講手数料

初心者講習課程 六千八百円

経験者（更新）講習課程 三千円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。
なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

- 1 代理受講は、認めない。
- 2 講習修了証明書は、講習当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であ
ること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付すること
とする。

◎岡山県公安委員会告示第十六号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

平成二十七年一月三十日

岡山県公安委員会

一 開催の日時及び場所

日	時	場 所
平成二十七年四月二十四日（金） 午前十時		岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
平成二十七年五月二十九日（金） 午前十時		
平成二十七年六月二十六日（金） 午前十時		

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 二通
- (2) 写真 二枚（提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のラ
イカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前（その日が岡山県の休日である場合は、当
（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当
該休日の直後における県の休日でない日）

三 受講手数料

九千七百円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習会の当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。